

さぬき市少年育成センター運営委員会委員募集要項

令和5年1月13日
さぬき市教育委員会

1 趣旨

少年育成センターの業務に関する基本的な事項を協議決定するにあたり、広く市民の意見を少年育成センターの運営に反映させるため、さぬき市少年育成センター運営委員会委員の一部を公募する。

2 募集委員数

公募による委員の人数は、6名以内とする。

3 任期

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

4 役割

少年育成センター運営に関する意見・提言とそれに必要な研究調査

5 応募資格

次の全ての要件を満たす者であることとする。

- (1) 市内在住者で、令和5年4月1日現在、20歳以上の者
- (2) 青少年の健全育成活動に関し幅広い見識や関心があり、年2回程度の会議に出席できる者
- (3) 国又は地方公共団体の議員及び職員でない者
- (4) 附属機関等の委員の構成及び会議の公開に関する指針(平成16年4月26日策定)の3の(4)の要件を満たす者

6 応募期間

令和5年2月1日(水)から令和5年2月15日(水)まで

7 応募方法

次の書類を、さぬき市少年育成センター(さぬき市教育委員会内)に提出する。

- (1) さぬき市少年育成センター運営委員会委員応募申込書(別紙)
- (2) 少年育成センターが設定したテーマについての小論文(1200字程度)
テーマ 「青少年健全育成の課題とその対応について」
なお、小論文の作成に関しては、A4版の指定用紙を使用するか、1行

の文字数・1ページの行数が一致していれば、別のA4版の用紙へのプリンター等の印字によるものでも可とする。

8 提出方法

(1) 持参する場合

直接、さぬき市少年育成センターまで持参すること。

なお、土曜日・日曜日・祭日を除く毎日、午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 郵送による場合

さぬき市少年育成センターあてに送付すること。

ただし、令和5年2月15日（水）午後5時必着とする。

なお、提出された応募書類は返却しませんので、ご了承ください。

9 選考方法

応募申込書・小論文に記載された内容により選考する。

10 選考結果の発表

郵送により令和5年2月28日（火）までに本人に通知することとする。

11 報酬

会議に出席した場合は、さぬき市の条例で定める委員報酬を支給することとする。ただし、交通費は支給しない。

12 周知

(1) 市CATV及び市ホームページにて周知する。

(2) 周知期間 令和5年2月1日（水）から令和5年2月15日（水）まで

13 その他

公募の定数に達しなかった場合の取り扱いについて

公募による委員を除く委員で会議を開催したときに、会議に支障が生じると判断できる場合は、ほかの方法をもって委員の選任を行う。

14 応募・問い合わせ先

さぬき市少年育成センター

〒769-2396 さぬき市寒川町石田東甲 425

TEL 0879-26-9976 FAX 0879-26-9978

E-mail ikusei@city.sanuki.lg.jp

○さぬき市少年育成センター条例（抄）

（平成 15 年 3 月 20 日 条例第 3 号）

（設置）

第 1 条 少年の健全な育成保護を図るため、関係機関及び関係団体等との緊密な連絡調整を図り、少年の非行を防止するとともに、健全な育成について必要な業務を総合的に行なうことを目的として、さぬき市少年育成センター（以下「育成センター」という。）を設置する。

（運営委員会）

第 5 条 育成センターに、さぬき市少年育成センター運営委員会を置く。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

○さぬき市少年育成センター条例施行規則（抄）

（平成 15 年 3 月 20 日 条例第 3 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、さぬき市少年育成センター条例（平成 15 年さぬき市条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（運営委員会）

第 3 条 さぬき市少年育成センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、育成センターの業務に関する基本的な事項を協議決定する。

（委員長及び委員）

第 4 条 運営委員会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命又は委嘱した委員長及び委員をもって構成し、その数は、20 人以内とする。

（1）教育、児童福祉及び警察等行政機関の職員

（2）幼稚園及び学校関係者

（3）識見を有する者

2 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（任期）

第 5 条 委員長及び委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第 6 条 運営委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長は、その議長となる。

2 運営委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 運営委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

○さぬき市まちづくり基本条例(抄)

(附属機関等の委員の公募及び構成)

第14条 市は、附属機関等の委員には、複数の公募の委員を置くよう努めなければならない。ただし、法令等の規定により公募に適さない場合その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

2 附属機関等の委員については、男女の比率、他の附属機関等との重複を考慮し、幅広い人材を選任するよう努めなければならない。

附属機関等の委員の構成及び会議の公開に関する指針(抄)

1 目的

この指針は、附属機関等の委員の構成について、公募による委員や女性委員を選任することにより、市民の自主的・主体的な市政への参画を図るとともに、附属機関等の会議を公開し、その審議状況を明らかにすることにより、行政の透明性を高め、市民と行政とのパートナーシップのもと開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

2 対象とする附属機関等

この指針の対象とする附属機関等は、市民、学識経験者等で構成され、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により調停、審査、諮問及び調査のため執行機関に設置された附属機関及び附属機関に準ずる機関(以下「附属機関等」という。)とする。ただし、市の職員のみで構成するもの、主として関係機関の連絡調整を目的とするもの及びイベント等の特定の事業を実施するために組織されるものは除く。

地方自治法

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

3 附属機関等の委員の構成

附属機関等の委員の選任に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。ただし、法令等に別段の定めがあるなど、特別な事情が認められる場合は、この限りでない。

- (1) 附属機関等の設置の目的に応じ、委員の公募制度の積極的な導入を図り、公募による委員の割合が委員数の3割以上となるように努める。ただし、公募による委員がその定数に満たなかったときは、他の方法により選任することができる。
- (2) 男女の割合が等しくなるよう女性の委員の積極的な登用に努めるものとする。
- (3) 委員を再任しようとする場合は、その在任期間が、引き続き10年を超えないよう努めるものとする。
- (4) 複数の附属機関において同一人を重複して委員に任命しようとする場合は5機関までとする。

さぬき市少年育成センター運営委員会委員応募申込書

令和 年 月 日

ふりがな		性別	生年月日	年 月 日
氏名		男 女		令和5年4月1日現在 (歳)
住所	〒 —			
連絡先	TEL: ()	-	携帯	
	FAX: ()	-		
	E-mail:			
勤務先	住所 〒 —			
	名称			
応募の動機				
活動経験等	活動内容及び期間			
現在さぬき市の審議会等の委員となっている場合、その委員会名	① ② ③ ④ ⑤			

【記入上の注意】

「活動経験等」の欄は、青少年健全育成団体等での活動経験、その他のボランティア活動など、主なものを記入してください。

※ この申込書に記入されている「個人情報」は、他の目的で使用することはありません。